

# 臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制

三 野 行 徳

## 【要 旨】

本稿は、バチカン図書館所蔵マレガ神父収集文書の主たる出所である臼杵藩宗門方（宗門奉行）に注目し、その成立過程と、成立期の課題、キリシタン統制が定式化していく過程を検討した。

臼杵藩では、豊後国で相次いでキリシタンが露顕する「豊後崩れ」を背景として、寛文4年（1664）のキリシタン統制に関する幕府法令に基づいて、寛文5年にキリシタン統制を専管する役職「宗門奉行」が設置された。マレガ文書の大部分は、宗門奉行の職務に伴って発生した文書群である。

臼杵藩における定式化したキリシタン統制とは、A絵踏の実施、B類族の管理である。A絵踏の実施とは、臼杵藩に人別の存在するあらゆる人に、年に一度踏絵を踏ませることであり、①正月の儀礼化した絵踏、②①を受けられなかった人を対象とした、1年を通じて行われる絵踏があった。①②を通じて、手続き上、臼杵にはキリシタンが存在しないことを証明し続けることが、定式化したキリシタン統制の実態であった。B類族の管理とは、幕府の規定に則って、キリシタンの子孫にあらゆる人生の局面において文書の提出を命じ、捕捉し続けることであった。全人口の2割以上、藩士の1割以上が類族である臼杵藩では、精緻な仕組みの構築と継続が必要とされた。臼杵藩における定式化したキリシタン統制とは、職務ABを通じて、手続き上、キリシタンの存在しない社会を実現し、維持することにあつたのである。

## 【目 次】

はじめに

### 1. 臼杵藩宗門方の成立

- (1) 臼杵藩稲葉家の成立と家臣団
- (2) 宗門方成立以前のキリシタン統制
- (3) 宗門方の成立
- (4) 成立期の宗門奉行  
—「豊後崩れ」への対応—

### 2. 宗門方の職務—宗門改と類族の管理—

- (1) 定式化するキリシタン統制
- (2) 類族とは
- (3) 職務A 絵踏の遂行
  - ①毎年1月末～2月にかけて行われる絵踏
  - ②1年を通じて行われる絵踏

## (4) 職務B 類族の管理

おわりに

## はじめに

マリオ・マレガ神父によって編さんされた『豊後切支丹史料』正統は、これまでキリシタン研究の基礎史料・研究として、とりわけ豊後地域のキリシタンを理解するうえでの重要文献として理解されてきた<sup>1)</sup>。村井早苗氏は、マレガ神父の成果に加え、臼杵市に残された史料を併せて分析し、17世紀中葉の幕藩関係のなかでの、キリシタン禁制体制の確立過程を描いた<sup>2)</sup>。村井氏の成果はその後通説的理解となり、『大分県史 近世篇Ⅰ・Ⅳ』『大分県の歴史 第5巻』『臼杵市史 (上)』などの自治体史も、村井論文を基礎として豊後における17世紀のキリシタン禁制を描いている<sup>3)</sup>。

パチカン図書館で発見されたマレガ神父収集文書(以下、「マレガ文書」と略)は、マレガ神父が大分・臼杵で収集した、豊後国におけるキリシタン統制にかかわる史料と、原稿やメモなどマレガ神父による研究の痕跡からなる。2012年からの調査により、マレガ文書は総数1万4千点を超え、パチカン図書館に送られたA1～A23までの23単位と、のちにサレジオ大学に送られた古文書との、合計24単位からなることがわかった。マレガ神父が『豊後切支丹史料』正統の編さんに用いた史料はおもにA1・A2にまとめられており、点数ではマレガ文書全体の1割にも満たないことも分かった。史料集への掲載にあたって省略や加工がなされており、編さんには明確な意図が存在していたことも判明しつつある<sup>4)</sup>。また、マレガ文書の基礎的性格が、ごく一部の購入史料などを除き、臼杵藩宗門方役所に保管されてきた、臼杵藩宗門方の職務遂行にかかわる現用・半現用・非現用の文書群であることも判明した。併せて、大分県・大分市・臼杵市における地方文書や藩政史料の発見と整理、利用環境の整備により、マレガ文書を対象とした新たな研究や、通説の再検討が可能になっている。

マレガ文書の整理はまだ途上であるが、年代からみた基礎的性格は以下の様に理解できる。

- ①臼杵藩におけるキリシタン統制の端緒(～寛文4年)
- ②宗門奉行によるキリシタン統制の確立期(寛文～享保頃)
- ③定式化したキリシタン統制の記録(～明治4年)

これまで注目されてきた史料は①に含まれるが(A1・A2)、分量的には③が最も多い。②は①と③の過渡期であり、臼杵藩において宗門奉行によるキリシタン統制が確立する時期になる。マレガ文書の発見と数量的傾向から従来の研究を見ると、定式化したキリシタン統制に関

1) マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』(サレジオ会、1942年)、マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』(ドン・ボスコ社、1946年)。

2) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』(文献出版、1987年)。

3) 『大分県の歴史 第5巻 小藩の分立』(大分合同新聞社、1977年)、『大分県史 近世篇Ⅰ』(大分県、1983年)、『大分県史 近世篇Ⅳ』(大分県、1990年)、『臼杵市史 (上)』(臼杵市、1990年)など。

4) 松井洋子「『豊後切支丹史料』(正・続)編纂とファイルA1・A2」(マレガ・プロジェクト ワークショップ2「パチカン図書館所蔵マレガ収集文書群の伝来と構造」レジュメ、2017年2月10日)。

する分析が不足していると考えられる。しかし、残された文書の量や質からは、臼杵藩において定式化したキリシタン統制は、決して形骸化したものだとは考えられない、重要な意味を持っていたと考えられる。残された文書の量は、近世社会におけるキリシタン統制とはいったいどのような行為を指すのか、どのような意味を持ったのかを、定式化したなかからこそ考える必要性を訴えているように思える。

以上から、本稿では、マレガ文書の大部分が宗門奉行による定式化したキリシタン統制に関わる文書群であることに注目し、①臼杵藩宗門方成立の再検討、宗門方の役割の変容過程、②臼杵藩におけるキリシタン統制とはなにか（絵踏・宗門改の遂行／類族の監視）について検討したい。成立期の宗門奉行の課題（キリシタン統制）とはどのようなものだったのか、定式化していくキリシタン統制とはどのようなものだったのか、という検討を通じて、近世社会におけるキリシタン統制の意味を考えたい。

## 1. 臼杵藩宗門方の成立

### （1）臼杵藩稲葉家の成立と家臣団

臼杵城は大友宗麟により建てられ、大友義統（宗麟の子）改易後、豊臣系の福原直高が入り、福原が豊後府内（現大分市）に転出した後、太田一吉が6万5000石で入った。臼杵藩稲葉家は本国美濃の武将・大名で、織田信長・豊臣秀吉に仕え、関ヶ原の合戦では徳川方に付き、慶長5年（1600）11月に美濃郡上八幡城から臼杵城に入った。臼杵藩の支配地域は豊後国海部郡・大野郡・大分郡にわたり、5万石余、319町村を支配していた。

臼杵藩の家臣団編制は、既に『大分県の歴史 第5巻』『大分県史 近世篇Ⅰ』『臼杵市史（上）』で分析されているので、これらの研究を参照して、概要をまとめておく。臼杵藩の家臣団は、稲葉氏の臼杵入りにもなって美濃から従ってきた美濃随従家臣を中心とする。臼杵に来た時期と身分により【従行家・遅参家・帰参家・別類／譜代小士・別類】と、のちに家が途絶えた【中絶】とに別れ、50家が美濃随従家臣となる。

いっぽう、臼杵でも新たに家臣が登用された。稲葉氏以前に臼杵を支配していた大友氏旧臣を中心に、太田氏の旧臣や他地域の元武家家臣など61家が登用されている。

時期的な編制を見ると、初代藩主貞通期（1600-03）に美濃随従を中心とする家臣団が編成され、2代典通・3代一通・4代信通の時代（1603-71）に、臼杵での家臣登用が進むとともに、美濃随従家臣の分家の登用が進み、5代景通期（1671-94）に家臣団・藩機構の基礎編成を終える。

藩機構の編成は、初代貞通期に、美濃随従家臣からなる【老中・組頭・御用役・御近侍・御旗奉行・御鉄砲足軽頭・家中先手5組・旗本組】の【藩首脳一番方】が成立する。その後4代信通期（1641-71）に「軍役五ヶ条」「覚二十五ヶ条」等の法令の整備による番方の再編を軸とした主従関係の確立が進む。5代景通期の延宝2年（1674）に大規模な藩政改革が行われ、役方の本格的な編成が行われる。

### （2）宗門方成立以前のキリシタン統制

臼杵藩におけるキリシタン統制については、マレガ神父以降、村井早苗『幕藩制成立とキリ

シタン禁制』をはじめ、『大分県史』や『臼杵市史』などの自治体史においても研究がなされ、マレガ・プロジェクトの成果としても佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」が発表され、そのおおよその経緯が明らかになっている<sup>5)</sup>。以上の研究を参考に概要をまとめると、臼杵藩では、慶長18年(1613)の全国禁教令を受けて、慶長19年からキリシタン禁制に取り組みはじめる。臼杵藩のキリシタン統制が本格化するのは寛永11年(1634)から12年にかけてのことである。家ごとにキリシタンではないことを誓う「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」を提出させ、起請文をまとめた「きりしたん宗門御改之御帳」を作成し、棄教者への絵踏を行い、表面上キリシタンがいない状態を実現している。

正保3年(1646)には「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組前書之事」「貴理志旦御改五人組之御帳」を作成し、改宗者にあらためて絵踏を命じ、五人組の編成による相互監視体制の確立が目指された。

後述するとおり、臼杵藩において、キリシタン統制を専管する「宗門奉行」が成立するのは寛文5年(1665)のことである。それでは、宗門奉行が成立する前の、寛永や正保のキリシタン統制は誰が担っていたのだろうか。

マレガ文書には、寛永12年「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」が大量に残されていることが、プロジェクトの調査によって判明した<sup>6)</sup>。マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』では、おそらく起請文が大量に残存していたため、この起請文に関わる情報が表にまとめて提示されているが、残された大量の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」には、キリシタン禁制初期の実態を知るための豊富な情報が記されている。「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」は、家族・名子・下人を含む「いえ」の構成員がキリシタンではないことを誓う起請文で、「いえ」単位で作成され、檀那寺が押印して提出されている。この宛先を見ると、「御奉行」として2・3名の藩士にあてて提出されていることが分かる。現時点では、以下の藩士の名前を見ることができる。

伊藤兵太夫(大組鉄砲足軽頭) 片岡三郎兵衛(五番備頭平番) 岡部三左衛門(六番備頭平番)  
上川清兵衛 日下四郎左衛門 野村武左衛門 山本九右衛門 後藤市郎右衛門 伊藤新右衛門  
門 吉田平太夫 土屋次郎左衛門 牧田弥左衛門

臼杵藩の役職補任録である「諸執役前録」より役職が判明したものはカッコに役職名を記載している<sup>7)</sup>。大組鉄砲足軽頭伊藤兵太夫をはじめとする先手番士たちが起請文の宛先となり、起請文を集めていたことが分かる。「御奉行」と肩書きされるものもあることから、寛永12年のキリシタン統制にあたって、臨時の奉行役が設けられたのかもしれないが、その点は未詳である。

次の大規模なキリシタン統制は、正保3年「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の作成である。同様に宛先をまとめると、

伊藤兵大夫(大組鉄砲足軽頭) 宇佐美十右衛門(二番備頭御鉄砲頭) 後藤右馬助(一番備

5) 佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」(国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第12号』2016年)。

6) 大津祐司「A6」(マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—日本語版』2017年)。

7) 臼杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」。

頭御使番）岡部五郎兵衛（公事聞役）小川伝左衛門 弥藤太郎 清水勘左衛門 岡部右兵衛 小川猪左衛門 小倉五郎八 片岡三郎兵衛 渡辺太郎八

が「御奉行」として「きりしたん宗門重而御改二付五人組御書物之事」の宛名に2・3名ずつ名を連ねている。伊藤が引き続き担当しており、おそらく寛永～正保期の臼杵藩のキリシタン統制において、伊藤が中心的役割を果たしていたと考えられる。

以上からは、3代一通・4代信通期において、確立過程にあった先手番が中心となって臼杵藩のキリシタン統制を担っていたことがわかる。中心は大組鉄砲足軽頭伊藤兵太夫と見られ、各組鉄砲頭や使番、多くの平番士が2・3名ずつグループとなり、おそらく地域わけをして初期キリシタン統制を担っていたと考えられる。臼杵藩において役方の編成がはじまるのは5代景通の藩政改革においてであるが、そのさい、平番士は役方の人材供給源となっていた。初期の臼杵藩においては、中下級の番士が政策課題に応じて組織され、そうした経験が、景通以降の役方編制の基礎となっていたのではないだろうか。

### （3）宗門方の成立

寛文4年11月（1664）、幕府はキリシタン統制に関わる重要な触を出す<sup>8)</sup>。触は「覚」と「口上之覚」からなる。「覚」は①いまだキリシタンを広めるものまであるため、キリシタン統制を専管する役人を設けること、②キリシタンの存在は名主や五人組は承知しているはずであり、知りながら報告しなかった場合は罪とするのでしっかり穿鑿すること、③末端の信者の露頭が多いが、布教するほどのものは深く隠れているので、しっかり穿鑿して捕らえることが指示されている。続く「口上之覚」は「覚」を補足するもので、①「きりしたん宗門穿鑿之儀、壹万石以上之面々ハ、今度如被 仰出候 役人を定、家中領内毎年無断絶可被相改之事」（傍線引用者。以下同様）と、1万石以上の武家にキリシタン統制を専管する役人を定めることを指示し、②では1万石未満の武家は役人を定めることは困難なので、この機会にしっかり調査して手形を作成することを指示し、③では幕府領では代官手代のうちに担当者を置くことが指示され、⑤では寺社領門前町では住持・神主が穿鑿することが指示される。「口上之覚」①②③⑤は、「覚」①を具体的に指示したもので、大名はキリシタン統制を専管する役人を定める、1万石未満の領主は調査をして手形を作成する、幕領は代官手代に担当者を置く、寺社領は住持・神官が担当するなど、あらゆる領主がキリシタン統制を担当する役人を置くことが定められた。また、統制の対象としては「家中之者は不及申、知行名主、年寄、百姓巨細に吟味いたし」と、領民だけではなく家臣団も主たる統制対象としている点も重要である。「口上之覚」④は「此已前きりしたんにてころひ在之ものハ書注之」と、この穿鑿において以前にキリシタンであった者（転びキリシタン）の捕捉が指示されている。この触は、①キリシタン統制担当役人（宗門奉行）の設置が幕府主導で全領主層に設置が命じられたこと、②統制の対象が武家家中も含めたあらゆる人々に設定されたこと、③元キリシタンの捕捉が指示されたこと、の3点において、その後の幕藩体制におけるキリシタン統制を方向付ける重要な意味を持った。

臼杵藩では、この触を受けて寛文5年（1665）に高宮八右衛門正勝（100石・大坂御留守居）、

8)「一二三五 寛文四辰年十一月」（『御触書寛保集成』岩波書店、1934年）。

岡部忠兵衛忠優 (150石、稲葉伊賀吉住組御使番)、伊藤又左衛門正忠 (200石、加納帯刀清也組御鎗奉行) の3名を宗門奉行に登用し、以後、3人体制を基本としてキリシタン統制 (職務については後述) に従事させた。以後、幕末までの宗門奉行就任者を見ると、平均200石程度の中級藩士が任じられ、主な供給源は先手組平番士であった。使番・郡奉行・大目付へ転じる場合と、最終職となって免・隠居の場合があった。元禄8年 (1695) に役料が20俵となり、下役は2~4名が附属せられた。本稿では、この寛文5年に設置された宗門奉行を中心に、下役2~4名とともにキリシタン統制を担う役所 (史料上は「宗門奉行」「宗門方」「宗門方役所」など) を、宗門方と理解しておく。

なお、第2節で見るキリシタン統制には、地方支配と関わっては郡奉行・代官、町方支配と関わっては町奉行、寺社人と関わっては寺社奉行との連携が必要となる。ここで、これら関連部署の成立についてもまとめておく。

臼杵藩の役職補任をまとめた「諸執役前録」によると、郡奉行の成立は「古代御家中地方ニ而手前収納之節郡奉行者役人御免ニ而不出」「信通公御代迄此役者御郡代役ト記録ニ有之」とあり、初代の小川又左衛門は「慶長五年九月頃之書付ニ有之」「町奉行の兼帯」と、「郡代」として慶長期より置かれていた。町奉行と併せて、臼杵藩においてもっとも早く設置された役方である。代官は、成立年は不明だが延宝以前に成立しており、延宝2年 (1674) の改革で定員6名に増加している。郡奉行の職掌との関係は、郡奉行は地方の諸事、代官は年貢に関することを主掌するよう定められている。寺社奉行の設置は遅く、「信通公御代迄ハ寺社奉行無之宗門奉行ハ寺社之用事取次達シ宗門奉行無之以前之事未詳也 物書一人附」とあるように、寺社奉行の設置は宗門奉行よりも遅い延宝2年の景通の藩制改革においてであり、それ以前は宗門奉行が寺社方の諸事も担当していた。新設の寺社奉行の職掌は「掌僧徒社人事」であり、寺社方の人別に関わることである。就任者の石高は宗門奉行よりも高い300石~500石程度である。

マレガ文書に見られる宗門奉行の職掌との関わりからは、地方の人別把握・類族管理・絵踏の実施において郡奉行・代官と、町方の人別把握・類族管理・絵踏の実施においては町奉行と、僧侶社人の管理や寺での絵踏、檀那寺の管理については寺社奉行と、職掌の重複・調整があったと考えられる。

臼杵市に残された「天和元辛酉年景通侯御代分限帳」から関係職を抜き出すと

寺社奉行 250石 小川弥兵衛  
 宗門奉行 150石 矢野兵左衛門 / 130石 石田弟右衛門 / 100石 岩手六左衛門  
 郡奉行 150石 大脇又右衛門 / 150石 成水三四郎 / 100石 大脇十左衛門  
 宗門下役 30俵3人扶持 三浦平助 / 30俵3人扶持 北野弥次兵衛  
 御代官 (役料各35俵) 50石 宇佐美九右衛門  
 30俵2人扶持 高田甚左衛門・東保庄九郎・宇野孫左衛門  
 南藤左衛門・長野伊佐衛門

のようになる<sup>9)</sup>。

9) 臼杵市文化財管理センター所蔵「天和元辛酉年景通侯御代分限帳」。

#### （４）成立期の宗門奉行―「豊後崩れ」への対応―

寛文期を挟む万治3年（1660）から天和2年（1682）頃、臼杵・岡・府内藩など豊後国諸藩で、潜伏キリシタンの大規模摘発が長崎奉行主導で行われた。通称「豊後崩れ」とよばれるこの大規模キリシタン露顕事件は、村井早苗氏によって分析され、幕府主導の「演出された露顕」と評され、通説的理解となっている<sup>10)</sup>。

臼杵において、「豊後崩れ」の最初の露顕事件は万治3年のことである。マレガ文書A1・A2には、寛文元（1661）～寛文12年の臼杵におけるキリシタン摘発に関する史料が多く残されており、松澤克行氏によって分析がなされている<sup>11)</sup>。この時期の豊後国における大規模キリシタン露顕と、幕府の寛文4年令をあわせて考えると、幕府の寛文4年令は、17世紀中葉の大規模キリシタン摘発を背景に出され、全国的なキリシタン禁制システムの再編を企図したものだとして理解できる。臼杵藩は摘発の当事者であり、新設の宗門奉行3名にとつての最初の任務は、豊後崩れを適切に処理することにあつた。豊後崩れについては、村井氏の研究をはじめ多くの先行研究があるのでここで詳細は述べないが、宗門奉行の職務という関心から、臼杵藩における豊後崩れの処理に関して、以下の史料を見ておきたい。

史料1 マレガ文書A2-8-1<sup>12)</sup>

覚

一去ル十四日爰元致発足同十六日長崎へ致（到）着即日御奉行所へ罷出御使之趣申上并長熊訴人仕候貳人之者籠舎申付候段又長熊儀ハ在所ニ召置候様子松平甚三郎様河野権右衛門様へ一々申上候へ者御両所被仰候ハ貳人之者ともハ籠舎不申付候而先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候、就夫拙者申上候ハ此以前分致訴人候ものハ早速召捕訴人共ニ長崎へ早々召連参候、終ニ前廉ニ御左右申上たる儀者無御座候、今度之儀者能登守島原ニ罷有候へハ留主居之もの方長熊致訴人候様子島原迄申越候ニ付幸私使ニ罷越候へ者乍次而右之段をも申上候様ニと能登守申付候由申上候得者御奉行衆被仰候者右之長熊致訴人候者共ハ其村ニ預置候て可然ニ籠舎申付候儀者如何与被仰候、其時拙者又申上候ハ彼もの共在所久土村之儀者大かた不殘類門之由ニ而長崎へ被召寄たる跡の儀ニ候ハ預置可申様も無御座候、其上能登守領分之もの共ニ内々申渡置候ハ宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハ、其村所ニ而ハ曾而沙汰不仕候而宗門奉行方迄届出隠密ニ申聞候様ニと常々申聞置候処ニ此長熊儀ハ右之申付を相背今度訴人仕候様子共も其村之ものニも申聞せ其上追付長崎へ罷越由に而せんた（さ）くなどをも仕其村所之者も端々致風聞候様子ニ御座候故沙汰なしニ仕候儀ハ中々難成わけニ而御座候通具に申上候へハ御両所被仰候者右之わけニ而候へ者籠舎被申付置候へハ一段能候間先其通ニ仕置可申由被仰長崎へ被召寄候儀ハ如何様共不被仰候、惣而此長熊儀ニ不限此已後訴人ニ罷出候もの有之候ハ、

10) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）。

11) 松澤克行「マレガ収集文書A1/A2ファイルのキリシタン摘発史料―いわゆる「豊後崩れ」を中心として」（マレガ・プロジェクト ワークショップ2「バチカン図書館所蔵マレガ収集文書群の伝来と構造」レジュメ、2017年2月10日）。

12) 『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料―概要と紹介―日本語版』A2⑥、史料編10頁「（寛文八年）覚（キリシタンの嫌疑者への処置、訴人長熊の扱い、市浜村与吉女房たつのあしらいについて、臼杵藩宗門奉行伊藤又左衛門が同役にあてた書簡）」。

先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間内々左様ニ可被相意得候

一市浜村与吉女房たつ今度与吉類門之者之由ニ付籠舎仕候付此与吉儀ハ長崎ニ而御断申上度と申分之通是又長崎ニ而御奉行衆へ得御内意候処とかく加様之者長崎へ參候而ハ如何敷思召候間成程不參様ニ可仕由御内意ニ而候間たつ申分有之候共成ほと其元ニ而御とめ可有候、其上ニ而も達而参度と申候ハ、先押へ置此方迄其様子一左右可被仰越候、以上

九月十九日

伊藤又左衛門

岡部忠兵衛殿

吉田清右衛門殿

これは、寛文8年に起こったキリシタンの露頭の処理に関する書簡である。久土村の長熊が、近縁のものがキリシタンであると長崎奉行に訴人をしたことで事件化する。この史料は、訴人長熊の扱いについて白杵藩宗門奉行伊藤又左衛門が長崎に赴き、長崎奉行松平・河野と豊後崩れの対応について打ち合わせた経緯を、同役の岡部忠兵衛・吉田清右衛門にあてて報せた書簡である。宗門奉行の白杵におけるキリシタン問題に関する認識や、事件の処理のありかたについて、以下の2点を指摘しておきたい。

傍線部①は、伊藤が長崎奉行に領内キリシタン問題に関して述べた箇所である。伊藤は「其時拙者又申上候ハ彼もの共在所久土村之儀者大かた不残類門之由ニ而長崎へ被召寄たる跡の儀ニ候ハ預置可申様も無御座候」と述べる。すなわち、キリシタンの密告のあった久土村について、久土村の住民はおおかたキリシタンの疑いがあるので、訴えられた12人を久土村に預け置いておくことはできないというのである。白杵における豊後崩れの勃発から8年が経過しているが、この時の宗門奉行の姿勢は、キリシタンの疑いのあるものを根こそぎ摘発する、というのでは無く、消極的なものであったことがわかる。こうした姿勢は長崎奉行にも共通していたことが、傍線部②から見て取れる。長崎奉行は伊藤に対し、白杵藩が訴えられた12人に入牢を命じたことについて「先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候」と、処分を決する前に内々に長崎奉行に問い合わせたいと述べ、今後訴人があった場合も、処分を決せずに「先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間内々左様ニ可被相意得候」と申し含めている。

また、白杵藩内でのキリシタン問題の処理の仕方について、伊藤は長崎奉行に「能登守領分之物共ニ内々申渡置候ハ宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハ、其村所ニ而ハ曾而沙汰不仕候而宗門奉行方迄届出隠密ニ申聞候様ニと常々申聞置候」と、白杵藩の領民には、キリシタンの疑いについては村では判断せずにまず宗門奉行まで隠密に届け出るようにと常々達していた（長熊が直接長崎奉行に訴人に及んだのは想定外だった）と述べている。以上の白杵藩宗門奉行と長崎奉行のキリシタン露頭をめぐるやりとりからは、長崎奉行も白杵藩宗門奉行も、【疑い→摘発】ではなく、内々の連絡・調査によって事件化を避ける方針を採っていたと考えられる。白杵藩宗門奉行は領民に対し、領民がキリシタンの疑いのある者を発見した場合、領民は宗門奉行まで隠密に届け出るよう指示しており、そのことを長崎奉行も了解している。そして、隠密に白杵藩宗門奉行まで届け出があった場合（訴人）、宗門奉行は処分の判断をせず、隠密に長崎奉行まで伺いをたてるよう長崎奉行が指示しているのである。キリシタン問題の処分を決する権

限が長崎奉行・幕府にあると同時に、連絡を隠密にすることで、可能な限り事件化を防ぐ方針が見て取れる。

この段階での、キリシタン問題の処理における「隠密内証」主義は、その後のキリシタン問題の対処のありかたに大きく影響を与えたと考えられる。次の史料は、享保8年（1723）に類族の親子が欠落したことに關する、庄屋から宗門奉行への報告である。

史料2 マレガ文書A4-15-3<sup>13)</sup>

(端裏)「イ

走り内証 前河内村類族惣次郎

同人娘つし三月廻ス」

覚

左転本人	前河内村	当卯
一前河内村清八孫	惣次郎	四拾八歳

此者真宗尊願寺旦那他領類族ニ出不申候

右惣次郎娘	当卯
-------	----

一右同人曾孫	つし	拾壹歳
--------	----	-----

此者真宗万仁寺旦那他領類族ニ出不申候

右惣次郎并二娘つし式人共ニ当月廿四日頃分罷出廿六日迄罷帰り不申候ニ付近村一類共方相尋候得共近日ハ參不申候由承候ニ付組境迄人遣尋候得共近日見申もの無御座候由前河内村弁指方私方江申聞せ候ニ付近組相尋候様ニ申付昨廿七日迄吟味仕候得共弥行方相知不申候、与風欠落仕候儀も可有御座候哉と奉存候、弥御境目相尋させ可申と奉存候、類族ニ而御座候ニ付御内証申上候、以上

卯三月廿八日

広原村庄屋

兵右衛門<sup>㊦</sup>

宇野仁右衛門様

服部六郎右衛門様

岡部三左衛門様

この報告は端裏に「走り内証 前河内村類族惣次郎」と書かれ、末尾には「類族ニ而御座候ニ付御内証申上候」とあり、類族に關する事件の処理はまず「内証」で報告がなされたことがわかる。この場合、内証を受けた宗門奉行は庄屋に対し、内証で道中の関係各所での確認と搜索を命じ、翌4月に親子は帰還する。処理はすべて「内証」で行われ、手続き上、この事件が表面化することはなかったようだ。全史料を確認したわけではないが、管見の限り、臼杵藩では類族の異変（変死・欠落など）にさいし、「内証」で処理を進めている。豊後崩れ以来、キリシタン問題の処理は内証で処理し、事件化を防ぐという行政手法が採用されていたと推定しておきたい。

13) 『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介—日本語版』A4①、史料編15頁。

## 2. 宗門方の職務—宗門改と類族の管理—

### (1) 定式化するキリシタン統制

成立期の臼杵藩宗門奉行は、豊後崩れの最前線担当者となる。一方、マレガ文書の調査により、臼杵藩宗門方に残された史料の大部分は、定式化したキリシタン統制に関わる文書であることがわかった。それでは、臼杵藩において定式化したキリシタン統制とはどのようなものだったのだろうか。

マレガ文書に見られる定式化したキリシタン統制とは、【A絵踏(宗門改)の遂行】、【B類族を中心とする人別管理】である。【絵踏】は制度化していき、統制対象として【元キリシタン(転本人・本人同然)】から【類族】へ推移していく。この制度化と統制対象の変化はどのような意味を持ったのか、以下検討したい。

### (2) 類族とは

キリシタン統制の定式化を検討するうえで重要なのが、貞享4(1687)年に幕府が出した、元キリシタンの捕捉に関する触である<sup>14)</sup>。この触は、以前にキリシタンであり、転宗して在所に戻って居住しているものについて、転宗した経緯や現状の調査を命じるものである。重要なのは、元キリシタン及びその子孫の分類が設定されたことである。すなわち、転宗者を「本人」、転宗者が転宗する以前に生まれた子を「本人同然」、転宗者の転宗後にできた子・本人同然の子を「類族」とし、キリシタン統制の対象として捕捉しなければいけないのは本人・本人同然と、その子孫の類族であることを定めたのである。類族の規定についてより詳しく指示したのは元禄8年(1695)の「切支丹類族一件」で、本人・本人同然から数えて、男系は玄孫、女系は孫までが類族として捕捉され、以後は類族を離れることになった(図1)<sup>15)</sup>。この触により、本人・本人同然・類族は、生涯にわたって移動・異動(病死・変死・出生・新縁・住居替・帰住・欠落・死罪・出家・遁世・剃髪・養分・義絶・離別・他行)を、文書を通じて詳細に捕捉され続けることになったわけである。そして、先に見たとおり、捕捉から洩れた場合、類族が所在する村や町、武家の組の担当者は「内証」で宗門奉行に連絡をし、解決をはかる体制が構築された。

類族の異動・移動の捕捉は膨大な事務を惹起させる。臼杵藩領丹生原組の庄屋を勤めた池見

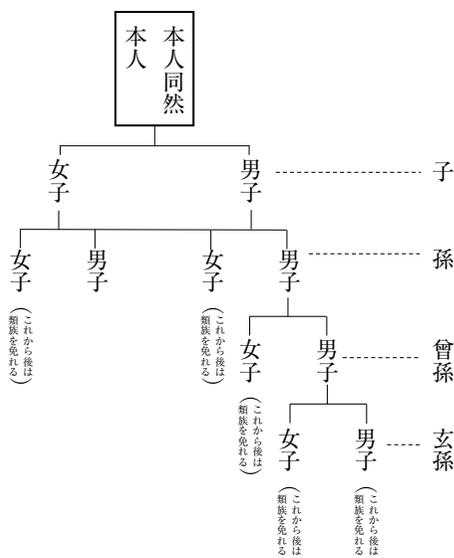


図1 元禄8年における類族の規定

14) 「貞享四年丁卯年六月 覚」(国立公文書館所蔵「憲教類典 四ノ十六切支丹」)。

15) 「元禄八乙亥年六月 切支丹類族一件」(国立公文書館所蔵「憲教類典 四ノ十六切支丹」)。

家に残された、類族に関する「諸願」を年ごとに書き留めた「諸願跡書」の冒頭には、以下の様に記されている。

史料3 池見家文書 享保三年 諸願跡書<sup>16)</sup>

覚

一男類族縁組之事、子と出候分外者願出ニ不及但女方類族ニ而も候者申合両方々願可出候事、但し類族ニ而候得者男と類族之わけ書出ス、女之方類族ニ而無之候得者書出不及候一類族之者他出商売或ハカセキニ參事、五ヶ月七ヶ月之逗留ハ此間之通願書付指出可来候事

一五ヶ月七ヶ月過或ハ年を越逗留仕度由願候者以前願書差出可申候、其上ニ而趣次第可申付候事

一宗門御奉行様御式日 但七月十六日ハ廿日ハ

壹月六度宛 四日 毎日十月十六日右同断

十日

十四日

十九日

廿四日

廿八日

類族の補捉に関する文書規定と注意事項が冒頭に記され、月6日の式日が設定されている。式日に類族に関する「諸願」を受け付け職務ABを処理するのが、宗門奉行の基礎的な業務となる。

### （3）職務A 絵踏の遂行

絵踏（本稿では、踏まれる絵を「踏絵」、踏ませる行為を「絵踏」とする）とは、キリストやマリアの描かれた「踏絵」を踏ませることで、踏むという行為によって、自身がキリシタンでは無いことを証明するものである。九州諸藩では、一般的に年に1回、正月から2月にかけて、あらゆる人々が長崎奉行から借用した真鍮製の踏絵を用いて絵踏を行っていたことが知られている<sup>17)</sup>。しかし、マレガ文書からは、少なくとも臼杵藩においては2種類の絵踏が行われていたことがわかった。以下、それぞれの絵踏について検討する。

#### ①毎年1月末～2月にかけて行われる絵踏

臼杵ではじめて絵踏が行われたのは寛永11年と言われている<sup>18)</sup>。以後、第1節で見た、寛永12年の起請文作成や、正保3年の請状作成においても、絵踏を行い棄教した経緯が記される。臼杵藩において絵踏が定式化していくのは、宗門奉行設置から10年以上経った延宝5年（1677）

16) 池見家文書193（大分県立先哲史料館寄託）。

17) 片岡弥吉『踏絵』（日本放送出版協会、1969年）、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）。

18) マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）、佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第12号』、2016年）。

のことで、以後、長崎奉行から真鍮製踏絵を借用し、全町人・百姓を対象として隔年の絵踏が開始される。延宝7年(1679)には藩士の家も絵踏の対象になり、貞享2年(1685)には寺院の男女・山伏が、元禄1年(1688)には僧侶も絵踏の対象となり、以後、毎年絵踏が実施されるようになる<sup>19)</sup>。

それでは、白杵藩における絵踏の対象者はどれだけ存在したのだろうか。元禄5年の白杵藩の絵踏対象者調査をまとめたのが、表1である<sup>20)</sup>。調査は白杵藩稲葉家中と非武家に分けてまとめられている。家中は組支配ごとに調査がおこなわれ、組士の家は、武士身分の「上」と、奉公人など非武士身分の「下」にわけてまとめられている。家中は合計5140人(男3017人、女2123人)が、この時点での絵踏の対象者である。非武家は居住地ごとにわけられ、町在医68人、町人2312人、在中5万5294人、寺社方俗人340人、出家諸州計234人、在方山伏93人、天台真言山伏51人、浪人48人の合計5万8440人が、絵踏の対象者である。家中と非武家を併せた合計6万3580人が、この時点で絵踏の対象となる。

絵踏の流れについては、既に多くの研究があるので、ここでは佐藤晃洋氏の研究を参照に概要を紹介するにとどめる<sup>21)</sup>。文化14年(1817)の場合、白杵藩では12月23日に踏絵貸借の使者を選定し、年の明けた1月2日に使者が長崎へ出立する。一方絵踏を受ける地方では、絵踏を受ける者のリストを作成し、絵踏の準備を進める。使者は1月11日に長崎に到着し、踏絵を借用して翌11日には長崎を出発し、21日に白杵に帰着している。絵踏は1月23日からはじまり、まず城下・家中・町方で絵踏を行い、2月3日からは在方を二手に分かれて絵踏をして廻る。在方での絵踏が終わると、2月23日に使者が踏絵返却のために白杵を出発し、3月1日に踏絵返却して絵踏に関わる一連の流れが終わる。この絵踏を滞りなく遂行することが、宗門奉行にとってもっとも重要な職務である。

## ② 1年を通じて行われる絵踏

正月の絵踏は、長崎奉行から真鍮製の踏絵を借用して行われ、大名が独自に踏絵を作成することが禁じられていたことなどから、幕府-長崎奉行-九州諸藩という幕藩制国家の権力編成の一環として機能していたことが明らかにされてきた<sup>22)</sup>。しかし、マレガ文書の調査から、白杵藩では1年を通じて絵踏が行われていたことが分かった。すなわち、江戸詰や大坂詰の藩士、京都に修行に出ている僧侶、商売で他所にいた者、2月以降に婚姻や養子などで白杵藩領に引越してきた者、正月に重病であった者や欠落していた者など、正月に何らかの事情で絵踏ができなかった者や集団について、絵踏が可能になるとただちに絵踏を行っているのである。そのため、白杵藩宗門方役所にも踏絵があったことが、以下の史料から分かる。

史料4 マレガ文書A4-60-22-2

(端裏)「宇野仁右衛門様 林角左衛門」

19) 佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」(国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第12号』、2016年)。

20) 白杵市文化財管理センター所蔵「元禄五年 人高御帳」。

21) 佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」(国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第12号』、2016年)。

22) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』(文献出版、1987年)。

臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制（三野）

表1 元禄5年人高御帳（臼杵市歴史資料室所蔵）①武家

	組	人数	男	女	男上	男下	女上	女下	増減
臼杵藩	稲葉衛門助組	209	115	94	31	84	34	60	
	片岡伊織組	251	138	113	39	99	36	77	
	渡辺甚太夫組	166	79	87	26	53	28	59	
	稲葉儀太夫組	196	107	89	31	76	30	59	
	岡部忠藏組	171	86	85	27	59	27	58	
	渡辺七右衛門組	196	102	94	26	76	32	62	
	御老中御用人御側衆	124	69	55	11	58	10	45	
	大津留才兵衛川崎求馬支配	884	475	409	133	342	120	289	
	御医師御伽衆	86	43	43	22	21	19	24	
	御部屋給人小侍	398	219	179	119	100	105	74	
	粟屋五右衛門水谷関内支配	244	133	111	80	53	70	41	
	宗門方支配附人共ニ	26	14	12	9	5	9	3	
	御郡方支配附人共ニ	100	65	35	19	46	15	20	
	太田四郎左衛門林弥平太支配	166	78	88	67	11	76	12	
	野村了順支配	58	30	28	25	5	22	6	
	長瀬清三郎支配	7	4	3	3	1	1	2	
	大脇武兵衛井上左平太支配	39	20	19	17	3	13	6	
	品川太兵衛井水清次郎伊藤与助支配附人共ニ	136	71	65	52	19	47	18	
	佐治弥市郎井水奎左衛門支配御門番共ニ	227	129	98	98	31	77	21	
	御破損方支配附人共ニ	154	79	75	49	30	57	18	
	中村惣助支配	38	22	16	9	13	8	8	
	志賀市右衛門原井長右衛門支配	11	7	4	6	1	3	1	
	成水平吉支配	18	9	9	4	5	5	4	
	金子久八支配	61	48	13	8	40	7	6	
	荒巻新兵衛支配	72	37	35	26	11	25	10	
	稲葉用左衛門後藤作兵衛支配	6	6	0	6	0	0	0	
	御殿守方役人附人	1	1	0	1	0	0	0	
	大脇武兵衛井上左平太組	51	37	14	7	30	3	11	
	後藤作兵衛組	20	19	1	4	15	1	0	
	稲葉用左衛門組	21	18	3	3	15	3	0	
	稲葉武右衛門組	29	23	6	3	20	2	4	
	若林仁左エ門組	26	20	6	1	19	3	3	
	中西禮之助組	22	17	5	1	16	4	1	
	芝崎甚之丞組	24	20	4	3	17	1	3	
	稲川与三左衛門組	18	16	2	1	15	1	1	
	小川忠右衛門組	24	20	4	3	17	1	3	
	上川平七組	26	20	6	4	16	4	2	
	長瀬六右衛門組	21	18	3	2	16	3	0	
	徳丸与左衛門組	10	10	0	10	0	0	0	
	森田又十郎組	12	11	1	0	11	0	1	
	東保清左衛門組	16	11	5	0	11	0	5	
	小野九右衛門組	10	10	0	0	10	0	0	
元永八内組	10	10	0	0	10	0	0		
赤川又七組	10	10	0	0	10	0	0		
引田喜右衛門組	9	9	0	0	9	0	0		
後藤与兵衛組	10	10	0	0	10	0	0		
溝辺加兵衛組	10	10	0	0	10	0	0		
佐藤東助組	10	10	0	0	10	0	0		
塩月伝七組	32	32	0	0	32	0	0		
中島九市谷次兵衛組	79	79	0	0	79	0	0		
荒巻新兵衛組	98	74	24	0	74	24	0		
御部屋御印之者以下	87	87	0	0	87	0	0		
監物殿衆月永院殿衆	180	99	81	61	38	65	16		
伊藤弥次右衛門	9	5	4	3	2	2	2		
宇佐美弥五太夫	6	3	3	1	2	0	3		
太田随節	3	0	3	1	2	0	0		
石丸宗林	4	2	2	1	1	0	2		
大脇玄無	3	2	1	1	1	0	1		
長尾蓮久	4	2	2	1	1	1	1		
高橋休清	6	3	3	1	2	3	0		
武山加兵衛	3	1	2	1	0	1	1		
西尾弥四郎請合知仙	3	0	3	0	0	1	2		
小倉角右衛門請合守玄	3	0	3	0	0	1	2		
御内所	23	0	23	0	0	6	17		
御部屋御内所	11	0	11	0	0	2	9		
右御家中	5140	3017	2123	1053	1964	997	1126	-29	

表1 元禄5年人高御帳 (臼杵市歴史資料室所蔵) ②非武家

非 家 中	御礼仕町在医者	68	35	33	20	15	15	18	5
	町中	2312	1300	1012					19
	在中	55294	29892	25402					429
	寺方家内之俗	340	185	155					-9
	出家諸宗	234	234						2
	禪宗僧		78						
	天台宗僧		3						
	真言宗僧		7						
	日蓮宗僧		10						
	浄土宗僧		45						
	真宗僧		91						
	山伏家内之者	93	32	61					6
	山伏天台真言共ニ	51	51						1
	浪人	48	23	25					
	非家中計	58440	31752	26688	20	15	15	18	453
	全体計	63580	34769	28811	1073	1979	1012	1144	424

以手紙致啓上候、然者明日海添筋踏絵御改之御触御座候、就夫明日より寄合日ニ御座候間踏絵持参之御役人衆出掛ケニ長屋平兵衛太田六郎兵衛拙者山本曾衛門方持参被致候様ニ被仰付可被下候、右之趣為可得御意如此御座候

已上

六月廿五日

これは、享保8年6月に、臼杵藩領の海添筋の村々において絵踏を行うことについて、地方支配を担う郡奉行林角左衛門が宗門奉行宇野仁右衛門に相談した書簡で、文中の長屋平兵衛は郡目付、太田六郎兵衛は代官である。関連史料がないので詳細は未詳だが、海添筋の絵踏を地方支配の郡奉行以下の役人が行うため、宗門方役所にある踏絵を借り出すことについて相談していると考えられる。

マレガ文書には、宗門奉行の日記が、明和元年(1764)閏12月と寛政6年(1794)8月の二か月分残されている。内容は宗門奉行の日々の業務を簡潔に記録した業務日誌である。日記には踏絵を持ち出すことについて、以下のような記述がある。

史料5 マレガ文書A16-1-2-10 (寛政六年日記)

(八月)十七日

一御月番江罷出稲葉源太左衛門先月十六日大坂へ罷下候段昨十六日相達候ニ付踏絵為持差遣相改候段御伺申上候処其通被仰付候

右ニ付明十八日踏絵為持遣候段源太左衛門方江申遣

十八日

一稲葉源太左衛門方江踏絵為持遣相改候ニ付左之通差遣

小頭 大野善左衛門

付人 神田寿助

長ハ古川友右衛門組

踏絵持 圓蔵

右源太左衛門家来之内老人病氣ニ付在所江遣置候由書付差出、尤快気次第可申達由

これは、大坂留守居を勤めていた稲葉源太左衛門が7月16日に臼杵に戻ったと連絡があったため、8月18日に絵踏をすることについての記事である。大坂留守居には稲葉源太左衛門自身の家臣を同行していたためか、源太左衛門の屋敷に宗門方の役人が踏絵を持参して、絵踏が行

白杵藩宗門方役所とキリシタン統制（三野）

表2 明和元年閏12月 宗門奉行処理業務

日付	要件	身分	類統
2	引越	百姓	非類統
3	在江戸病死／死骸見届け等手続き連絡	中間	類統
4	引越	船頭	非類統
5	学問上京	僧	非類統
6	旦那寺替	百姓	非類統
6	不行跡他村構	百姓	非類統
6	欠落	百姓	非類統
6	欠落	百姓	非類統
6	10人引越	百姓	非類統
7	引越	百姓	非類統
8	5人派遣	僧	非類統
9	欠落	百姓	非類統
10	修学	僧	非類統
11	逗留	船大工	
11	引越	百姓	非類統
11	養子	百姓	
11	結婚引越	百姓	
12	婦寺	僧	非類統
12	引越	百姓	非類統
14	風与出内証	百姓	類統
14	絵踏伺い	百姓	非類統
16	引越	百姓	非類統
16	相続	百姓	
17	剃髪	僧	非類統
17	養女	百姓	非類統
18	風与出罷帰	百姓	類統
18	他領への引越等8人絵踏	百姓	
18	国元罷帰	船大工	
18	5人引越	町人	非類統
19	他領への引越之者檀那寺申渡し	百姓	
19	風与出罷帰	百姓	類統
20	結婚引越	穢多	非類統
20	欠落	百姓	非類統
20	欠落	百姓	非類統
20	引越	百姓	
20	結婚引越	百姓	非類統
21	結婚引越	百姓	非類統
21	引越	百姓	
25	養子引越絵踏	百姓	
25	結婚引越絵踏	百姓	
25	結婚	船頭	非類統
25	逗留	木挽	
26	引越	百姓	非類統
26	養子引越絵踏	百姓	
26	結婚	町人	非類統
28	結婚引越	穢多	

太字 類族  
絵踏関係

表3 寛政6年8月宗門奉行処理業務

日付	要件	身分	類統
3	上京罷帰絵踏	僧	非類統
4	病死	町人	非類統
5	不埒脱衣	僧	非類統
5	病死	町人	非類統
6	寺替	百姓	
6	改名	僧	非類統
7	風与出罷帰	百姓	非類統
7	風与出	百姓	非類統
7	寺替	百姓	
7	剃髪	百姓	非類統
7	逗留	僧	非類統
8	上京	僧	
8	欠落	百姓	非類統
9	出家	僧	非類統
9	入籠病気療養のため在所帰住	百姓	非類統
10	江戸への帰着につき絵踏	藩士	
11	病死	百姓	非類統
11	御城下構他所預	僧	非類統
11	病死	僧	非類統
12	大坂への帰着につき絵踏	船頭	
12	僧籍移	僧	
12	蔵奉行付人大坂への帰着絵踏	藩士	
12	高野山登山	僧	非類統
13	秋交代藩士の内類統有無確認	藩士	
13	江戸への帰着につき絵踏	藩士	
13	江戸への帰着につき絵踏	藩士	
13	留守中任職申付	僧	非類統
15	寺替	僧	
15	欠落	百姓	非類統
16	入籠	百姓	非類統
17	先月大坂への帰着につき絵踏	藩士	
17	病死	僧	
17	弟子願	僧	
18	先月大坂への帰着につき踏絵持参改	藩士	
18	病死	藩士	類統
18	剃髪	僧	非類統
19	剃髪	僧	非類統
20	欠落	百姓	非類統
20	風与出	百姓	非類統
20	住持参詣	百姓	非類統
20	湯治願	百姓	非類統
20	江戸修学願	僧	非類統
20	酒造頭司(杜氏)差置願	百姓	
20	奉公人召置願	百姓	
20	弟子引越	僧	
21	欠落	百姓	非類統
23	逗留	百姓	
23	居住改病気延期願	百姓	
23	大坂罷登届	藩士	非類統
23	居住改病気延期願	百姓	
25	欠落	百姓	非類統
25	住持居住改絵踏	僧	
25	居住改絵踏	百姓	
25	盗品買取入籠	百姓	非類統
25	弟子引越	僧	非類統
25	欠落	百姓	非類統
25	居住改病気延期願	百姓	
25	欠落	百姓	非類統
26	引越	百姓	非類統
26	居住改	僧・百姓	
26	結婚引越	百姓	非類統
27	湯治帰着	庄屋	類統
28	欠落	僧	
28	上京学問修行願	僧	非類統
28	離縁	百姓	非類統
28	欠落	百姓	非類統
30	他領へ当地へ永住引越、欠落帰参之者13人居住改絵踏	百姓	

太字 類族  
絵踏関係

われている。役人は宗門小頭の大野善左衛門、付人の神田寿助、踏絵持の圓蔵の3名で、踏絵持がいることから、踏絵は何らかの容器に入れて運ばれたと思われる。白杵帰着から1か月経っているのが気になるが、日付からして、「先月十六日」は「昨十六日」の誤記かも知れない。いずれにせよ、この記事からも、白杵藩宗門方役所には、踏絵が常備されていたことがわかる。

恒常的な絵踏のありかたについては、以下のような記述も見られる。

史料6 マレガ文書A16-1-2-10 (寛政六年日記)

(八月) 三日

一妙蓮寺の使僧書付差出、当時寺方弟子了俚為学向上京仕候所一昨朔日夜罷下候段相達、依之明四日踏絵可申付候間召連当御役所江罷出候様申付置、類族ニ而も無之

四日 踏絵申付候

この記事によると、8月3日に、妙蓮寺の僧侶が京都に修行に出ていたが一昨日夜に白杵に戻ったという報せがあったため、翌4日に絵踏を行うので宗門方役所に連れてくるよう通達し、4日に宗門方役所で絵踏を行ったことが分かる。白杵に戻り次第絵踏を行っている。

残された二か月分の日記の記事をまとめたのが、表2・表3である。明和元年閏12月の宗門奉行の処理業務をまとめた表2によると、明和元年閏12月は、18日・26日に宗門方役所にて、他領からの引越者に対して絵踏を実施していることがわかる。寛政6年8月の宗門奉行の処理業務をまとめた表3によると、江戸詰藩士の帰着に伴う絵踏を8月10日・13日、大坂詰藩士・船頭の帰着に伴う絵踏を8月12日・17日・18日、他領よりの引越者や帰参者に対して絵踏を8月3日・25日・30日と、合計8日間、宗門方役所にて絵踏を行っている。1年間を通して行われる絵踏についてはまだ分からない事が多いが、白杵藩では、正月に絵踏を受けられなかったものを対象に、絵踏が可能になり次第、絵踏を実施していたことは間違いなく、そのため、宗門方役所にも白杵藩独自の踏絵があったと考えられる。

以上から、宗門方の職務A【絵踏の遂行】とは

①正月から2月にかけて毎年行われる、長崎奉行から借りた2枚の真鍮製踏絵を用い、白杵藩に関わる全員を対象として行われる絵踏

②①を何らかの理由で受けられなかった者を対象として恒常的に行われる絵踏

の2種類があり、②については、長崎奉行所蔵の踏絵ではなく、白杵藩で所持していた絵踏が用いられた。これは、類族であるなしにかかわらず、白杵藩に関わる全員を対象とした、踏絵を通じた人別把握であった。白杵藩宗門奉行の職務とは、絵踏①②を通じて、白杵藩に人別の存在するすべての人が年に一度、「キリシタンではない」という確認を行うことであり、これにより、手続き上は白杵にはキリシタンは存在しない状態が実現するのである。このキリシタン不在の法的な証明が、白杵藩宗門奉行のキリシタン統制にとっての最重要課題と考えられる。

#### (4) 職務B 類族の管理

白杵藩宗門奉行のもう一つの主たる職務は、類族に関するあらゆる動向を、文書を通じて管理することである。先に見た貞享4年や元禄8年の幕府令に則り、キリシタンの子孫を文書を通じて管理し続けることで、キリシタンの存在しない社会を維持し続けるわけである。そのため、マレガ文書には類族の管理に関する膨大な記録が残されている。

白杵藩にはどれだけの本人・本人同然・類族が存在したのだろうか。本人・本人同然・類

族の総数を記した史料は、正徳元年（1712）の記録があるのみである<sup>23)</sup>。試みに、元禄5年（1692）の絵踏対象者をまとめた表1の数字を属性ごとにまとめ、正徳元年の類族数と比較したのが表4である。約20年の差があるため正確な数字ではないが、おおよその傾向を見ることは出来るだろう。表4左側を見ると、正徳元年の時点で類族は1万5235人である。元禄元年の人口と比較すると、臼杵藩に人別のある人々の23%が類族であった計算になる。武家の類族は555人で、人口比では約10.8%が類族であった。第1節で見たように、臼杵藩士の約半分は臼杵取立家臣であり、そのなかには大友旧臣も多く含まれる。幕府の寛文4年令でも、「家中之者は不及申」と、家臣団のなかのキリシタンの取り締まりを

表4 正徳元年本人本人同然類族数内訳／元禄正徳比較表

本人本人同然存命	381			
本人内宍人江戸、59人欠落追放	60			
本人同然欠落追放	28			
本人御当領居住	29			
本人同然御当領居住	270			
本人同然佐伯領居住	1	元禄5年人高御帳との比較		
類族存命	14865	正徳元年	元禄5年	割合
給人家内共	98	555	5140	10.8
小侍家内共	252			
御足輕以下御奉公人	161			
御家中又者	44			
御礼仕町在医師御家内共	5	5	68	7.4
浪人家内共	3	3	48	6.3
出家	47	47	234	20.1
山伏	4	4	144	2.8
町中	203	203	2312	8.8
在中	12975	12975	55294	23.5
欠落追放	308			
他領居住	765			
公領類族	156			
肥後領類族	159			
竹田領類族	144			
府内領類族	81			
佐伯領類族	182			
諸国類族此分届無之	43			
合計	15233	15253	65380	23.3
	単位（人）	単位（人）	単位（人）	単位（%）

A2.4.7.1「正徳元年卯十一月廿日切極」より作成。

※合計数が合わないが史料のママ。

強調し「きりしたん宗門近年かろきものとも令露頭、法をもひろむるよき切支丹は不出候」と続けていることから、キリシタンの中でも指導的立場にあるものの捕捉が急務であった。臼杵藩士の1割以上が類族であったという点は、武家社会のなかの、かつて指導的地位にあった元キリシタンの存在とその脅威を考えるうえでも重要である。在中の類族は1万2975人で、人口比では23.5%である。在中の類族について重要な点は、表の左側にあるように、欠落追放の類族が308人、熊本藩や岡藩など他領居住のものが765人あり、正徳元年の時点で既に頻繁な移動が進行しており、捕捉から洩れる危険性があるということである。他領への移動については、九州諸藩の宗門奉行が、送り出す側・受け入れる側双方で文書を交わし合い、捕捉から洩れない体制を作っていたことがマレガ文書から見て取れる。キリシタンの多かった九州諸藩における、類族の移動を捕捉し続ける仕組みの確立には、宗門奉行どうしのネットワークの構築を必要としたと推測されるが、この点は今後の検討課題としたい。さらに、正徳元年の時点で、本人や本人同然など、存命中の元キリシタンが381人存在している。多くは豊後崩れのさいにキリシタンとされ、棄教して本人や本人同然となったものだが、キリシタンであった経験を持つ領民が一定程度存在する状況は、宗門奉行の成立から半世紀近く経った時点でも、キリシタン問題は過去のものとはなっていないなかったことを物語る。

このように、臼杵藩では、正徳元年の時点でこれだけの数の類族が存在し、本人・本人同然は、寛文期に一部キリシタンに立ち返っている。第1節の史料1で見たように、宗門奉行は、発覚

23) マレガ文書A2.4.7.1「正徳元年卯十一月廿日切極」。

していない多数の潜在的なキリシタンの存在の可能性を認識していたわけである。第1節で見た隠密内証での事務処理のありかたは、人口の2割を超える類族の存在、藩士のなかにも1割を超える類族が存在するなかで、事件化を防ぎつつ類族を捕捉するための方法として編み出されたものではないだろうか。

白杵藩では、本人・本人同然・類族がしっかりと捕捉され続けることにより、少なくとも手続き上、キリシタンは存在せず、キリシタンの子孫はしっかりと捕捉されている、という状態を実現していた。元キリシタンおよびその子孫(類族)の文書主義的管理が、白杵藩宗門奉行のキリシタン統制のもう一つの最重要課題である。

さいごに、白杵藩宗門奉行の職務(の変化)を考えるうえで、非類族の管理について検討しておきたい。先に見た表2「明和元年閏12月の宗門奉行の処理業務」では、46件の事務処理が為されているが、そのうち類族に関するものは4件で、残りの業務は非類族(不明も含む)の人別管理である。表3「寛政6年8月の宗門奉行の処理業務」でも、70件の事務処理のなかで、類族の管理は2件(藩士と庄屋)で、残りの業務は非類族(不明も含む)の人別管理である。マレガ文書のなかの人別管理に関する記録にも、圧倒的な量の「類族ニ而も無御座候」もの人別管理の記録が残されている。幕府の規定はあくまで類族の捕捉であるが、婚姻等によって類族が広がり、代を重ねる中で類族から脱するものもあらわれてくるような状況では、類族を捕捉するためには、非類族も併せて捕捉する必要がある。捕捉の内容や程度には違いがあったと推測されるが、この点は今後の課題としておきたい。現時点では、白杵藩宗門奉行の人別管理に関わる職務は、白杵藩に関わる全員を絵踏と諸帳簿で把握し、そのなかで類族について、特に詳細に捕捉する、という構造だったと見通しておきたい。

以上見たように、職務B「類族の管理」とは、幕府の規定を基準にキリシタンの子孫を捕捉し続けることであり、そのために膨大な文書が宗門奉行を核として作成・授受され、台帳によってコントロールされ、成果の一部は幕府へ報告される体制が遺漏無く遂行され続けることであり、職務ABを通じ、徹底的な文書主義により、白杵藩にはキリシタンが存在しないことが確認され続けたのである。

## おわりに

最後に、本稿で見てきたことを簡単にまとめておきたい。白杵藩において、宗門方(宗門奉行)は、幕府のキリシタン統制方針を受け、寛文延宝期のキリシタン露頭を背景として、4代信通・5代景通による藩政機構確立過程(番方・役方組織の確立・職掌の明文化)のなかで、キリシタン統制を担う中上級ポストとして成立した。

宗門奉行の職務は、成立以前のキリシタン統制を引き継ぎつつ

### A 白杵藩に関わる全員を対象とした絵踏

①正月～2月の年中行事

②一年を通して行われる恒常的絵踏

### B 本人・本人同然・類族／非類族の管理

を担う。背景として、全人口の2割を超える類族の数があり、露頭事件を背景に長崎奉行・幕府との関係のなかで、精緻な文書主義による管理体制を構築したのである。この体制が明治4

年まで遺漏無く継続する（おそらく安政期に絵踏はされなくなるが、Aは続く）。

成立期の宗門奉行の課題は豊後崩れへの対応だが、対応過程から、事件化を防ぐ「内証」の対応方針が成立したと考えられる。貞享・元禄の幕府触を画期とし、【キリシタン統制＝宗門奉行の職務】はキリシタンの摘発から、元キリシタン・キリシタンの子孫の文書主義的管理へとシフトし、職務ABを通じて、手続き上はキリシタンの存在しない（ことがしっかりと確認され続ける）社会を実現したのである。白杵藩におけるキリシタン統制とは、A絵踏とB類族の捕捉を通じて、手続き上、キリシタンの存在しない社会を実現することだったと考えられる。

では、こうして構築されたキリシタン統制とは、どのようなものだったのだろうか。本稿で見たとおり、幕府・白杵藩が精緻な仕組みを構築したのはあくまで「手続き」である。職務A②に見られるように、手続きの遂行には強い関心があり、膨大な量の残された文書は、手続きの厳密さを私たちに伝えてくれる。一方で、異変にさいしては「隠密内証」主義が採用され、欠落など捕捉から洩れる危機にさいしても、事件化・表面化を避ける態度を取り、幕府もこの態度を容認していたとみられる。「場合によっては実態を反映しない手続き」の「厳密な遂行」、という、矛盾するかに見えるこの特質は、近世のキリシタン統制が、何を目指していたのかを物語っている。幕府や藩が目指したのは、あくまでキリシタンが存在しないことが手続き上証明された社会であり、内心を追求してキリシタンを根絶することには無かったのではないだろうか。マレガ文書の整理が途上にあることもあり、推論が多くなったが、以上のように見通し、本稿を擲筆することとしたい。